



## 「平成26年度大阪府特定(産業別)最低賃金」

今回は、久しぶりに「平成26年度の大阪府特定(産業別)最低賃金」をとりあげました。

大阪府の特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
塗料製造業	880円	H26-10-31
〔機械・金属製品製造関連産業〕 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	862円	H26-11-13
〔電気機械器具製造関連産業〕 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	840円	H26-12-06
鉄鋼業	876円	H26-11-07
自動車・同附属品製造業	860円	H26-11-30
自動車小売業	850円	H26-12-11
〔非鉄金属製造関連産業〕 非鉄金属、同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	840円	H26-12-14

(※)なお、各種商品小売業最低賃金は、平成26年9月28日をもって廃止されました。

最低賃金に含まれない賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①精・皆勤手当、通勤手当、家族手当</li> <li>②1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金</li> <li>③臨時に支払われる賃金</li> <li>④時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金</li> </ul>
「特定(産業別)最低賃金」の適用を除外され「地域別最低賃金」が適用される人	<ul style="list-style-type: none"> <li>①18歳未満又は65歳以上の方</li> <li>②雇入れ後3月未満の技能習得中の方</li> <li>③清掃又は片付けの業務に主として従事する方</li> </ul>
最低賃金の減額の特例が認められる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方</li> <li>②試の使用期間中の方</li> <li>③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方</li> <li>④軽易な業務に従事する方</li> <li>⑤断続的労働に従事する方</li> </ul>

### ★最低賃金の減額の特例許可を受けたい場合は

使用者は最低賃金の減額の特例許可申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出します。

### ★派遣労働者の場合は

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣会社の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

### ★最低賃金の周知義務は

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。